

老朽空き家等を解体する場合に補助金を交付します。

市では、老朽空き家等を解体する方への補助制度を実施しています。

補助対象となる老朽空き家など

補助対象となる老朽空き家等は、次のすべてに該当する場合となります。

- 市から、条例に基づく助言又は指導を受けたもの。
- 当該老朽空き家等が個人所有であるもの。
- 当該老朽空き家及び同一敷地内の他の建築物並びにその敷地が、1年以上使用されていないもの。
- 公共事業の補償の対象となっていないもの。
- 所有権以外の権利が設定されていないもの。
- 市が定める基準に基づき危険と判断されたもの。
(評点280点中100点以上)
- 市から、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を受けていないもの。

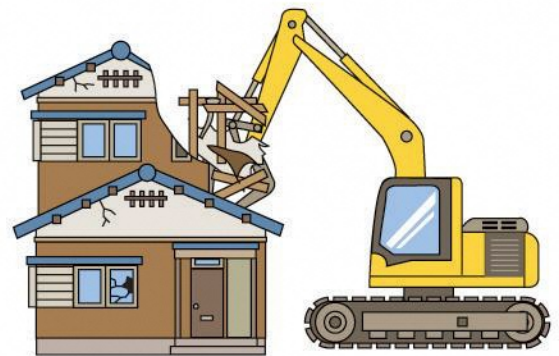


補助対象者

- 老朽空き家の所有者又は相続人。
- 市税の滞納がないこと。
- 過去に当該補助制度を利用していないこと。

補助金額

- 解体工事に要した費用の1/2以内で、
上限30万円となります。



注意点

- 解体工事の契約は、補助金交付決定後に行ってください。
- 建築開発課または市ホームページで詳細を確認の上、申請してください。

問い合わせ

行田市役所 都市整備部 建築開発課（空き家対策担当）

☎048-550-1551（直通） FAX 048-553-4544

E-mail k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp



シロアリ



ネズミ



ゴキブリ



ハチ



ハクビシン



アライグマ

お任せください!! 害虫・害獣対策

TEL 048-525-0156

あなたの街のプロ集団

西武消毒株式会社 熊谷支店

熊谷市代1016-4 FAX048-525-1516

<https://www.seibu-s.co.jp>

登録：建築物ねずみ昆虫等防除業・特定毒物使用者指定第7号

